

**医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）に掲げる手術等に係る施設基準**  
 （件数期間：令和5年1月～令和5年12月）

1.医科点数表による手術

	手術の名称	件数
区分1	ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	0
	イ 黄斑下手術等	0
	ウ 鼓室形成手術等	0
	エ 肺悪性腫瘍手術等	0
	オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈剥離術	0
区分2	ア 靭帯断裂形成手術等	7
	イ 水頭症手術等	0
	ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
	エ 尿道形成手術等	0
	オ 角膜形成手術等	0
	カ 肝切除術等	0
	キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	0
区分3	ア 上顎骨形成術等	0
	イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	0
	ウ バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
	エ 母指化手術等	0
	オ 内反足手術等	0
	カ 食道切除再建術等	0
	キ 同種死体腎移植術等	0
区分4	腹腔鏡、胸腔鏡下による手術	0
その他	ア 人工関節置換術	125
	イ 乳児外科施設基準対象の手術	0
	ウ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0
	エ 冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	0
	オ 経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0

2.緊急整復固定加算及び緊急挿入加算に係る院内掲示

	手術の名称	件数
	大腿骨近位部骨折後48時間以内に実施した手術	48